

民事家事当番弁護士

無料

神奈川県弁護士会総合法律相談センターでは、既に裁判所が受理した訴訟・調停事件で、まだ弁護士がついていない場合に、初回30分以内無料で弁護士が法律相談（面談相談）を行う制度を設けています。

民事・家事事件であれば、原則としてその内容は問いません。
まずは、神奈川県弁護士会にお問い合わせください。

☆どれかにあてはまりませんか？

- ☑ 裁判所に自分で申立てをした。
- ☑ 裁判所から訴状や申立書等が届いた。
- ☑ 弁護士をつけずに裁判・調停をやっている。



☆ひとつでも当てはまったら、まずは弁護士の無料相談をご利用下さい

本人が相談可能な場合に限り、代理の方でも申込可能です。

相談担当弁護士の法律事務所で面談相談を行います。

☆申込・相談の際にご用意いただくもの

申込の際は、訴状の内容を大まかに伺いますので、訴状をご用意下さい。

また、相談の際には、訴状や申立書等裁判資料をご持参下さい。



お問い合わせ・お申込は、

神奈川県弁護士会総合法律相談センターへ

TEL 045-211-7700

受付時間：平日 午前9時30分～午後4時30分



受付の際、「民事家事当番弁護士」
を希望とお伝え下さい



※まだ裁判所に申し立てをしていない場合や訴状等が届いていない場合は、有料相談のご案内となります。
※なお、適任者がいない場合には弁護士をご紹介できない場合がございます。